**❏環境配慮届に係るチェックリスト**

事業者等は，自然環境配慮ガイドラインに基づく配慮を適切に行い，生物多様性保全に努めなければなりません。当ガイドラインの項目１，２はセルフチェックとしますが，以下に示す工事段階移行の項目３，４のチェックリストについては，届出書に添付ください。

**項目３．土地の改変や工作物の建設等工事段階における環境配慮**

|  |  |
| --- | --- |
| **№** | **配慮措置の内容** |
| 3-13-23-33-43-53-63-73-83-93-103-113-123-133-143-153-163-173-18 | [ ]  動物の繁殖期等，生物の生息・生育環境に著しい影響を与える時期の施工を避ける。[ ]  水辺で産卵する生物は，産卵の時期に産卵場所に水量が確保されるよう配慮する。[ ]  水環境に生息・生育する生物は，事業による水質の悪化など，水質の変化が生じないように配慮する。[ ]  土採り場や土捨て場についても，良好な自然の地域を避け，改変面積を最小限にする。[ ]  工事用道路や作業場，資材置き場の造成面積をできる限り少なくし，生物の生息・生育地の保全に努める。[ ]  沈砂池，土留め棚，法面の早期緑化等により工事中の濁水や土砂の流出による影響を抑える。工事中の影響がどうしても生じる場合は，水生生物の一時的な避難等を行うよう努める。[ ]  工事機械による生息・生育地への立入や踏みつけに注意する。[ ]  工事機械の稼働や工事車両の走行に伴う騒音，振動によって，生息・生育地に影響を及ぼすことが想定される場合には，低騒音，低振動型建設機械を採用するなど影響の低減に努める。[ ]  河川や水路底の掘削時には表土は仮置きし，埋め戻し時の表土とするよう努める。[ ]  工事に伴って一時的に改変された水路及び緑地等は，その形状，水深，底質，水際線の材質などの原状回復に努める。[ ]  環境への適応，地域の生態系への影響などを考慮し，できるだけ在来種による植栽・緑化を行う。[ ]  法面等の緑化はできる限り早期に行い，土壌流出や表層崩壊の防止に努める。[ ]  工事に伴う汚濁水等の発生，流出をできる限り抑えた工法の採用に努める。[ ]  工事中における周辺の地下水位や湧出量の変化をモニタリングするなど状況把握に努める。[ ]  河川等の工事では，濁水，アルカリ性排水，油分等の流出防止に努める。[ ]  造成中には，法面の転圧やシート被覆，雨水排水処理等，適切な対策を講じて，土砂や濁水の流出防止に努める。[ ]  河川等の工事では，汚濁防止膜等を設置し，濁水の拡散防止に努める。[ ]  水質浄化作用やビオトープとなることが期待できるヨシ等の在来植生を利用した手法の導入を検討する。 |

**項目４．施設の操業や供用時における環境配慮**

|  |  |
| --- | --- |
| **№** | **配慮措置の内容** |
| 4-1-14-2-14-3-14-3-24-4-1 | [ ]  動物の生息・生育状況について，供用後のモニタリング調査の実施に努め，必要に応じて復元や代償措置などの対策を講じる。[ ]  下流の水量の変化による影響について十分考慮し，適切な維持流量を確保する。[ ]  屋外照明を設置する場合には，周辺の生活環境や野生動植物，農作物等への悪影響を低減するよう，照明範囲，時間，照度，光源種類などの照明方法に配慮する。[ ]  立入防止フェンスやネット等，小動物の行動習性に配慮した侵入防止設備を設置するなど，動物事故の防止に努める。[ ]  法面の緑化や植栽においては，在来種を用い，外来種による生態系の攪乱の防止に努める。 |

※ チェックの入らなかった内容については、その№と理由を記載ください

|  |  |
| --- | --- |
| **№** | **できない理由** |
|  |  |